

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING&WOOD
MALLESONS
金杜律师事务所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020

20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588

F +86 10 5878 5544

patent@cn.kwm.com

www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

1. 専利法の正確な実施を確保し、専利に関する裁判基準を明確化するために2009年に公布された「最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」に次いで、最高人民法院は、司法実務において突出した問題に鑑み、これを深く調査・研究し、各界の意見を求めた上で、「最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」を公布した（パブコメ版、公布日時：2014年8月1日）。

パブコメ版によると、権利人が専利権侵害訴訟で主張した請求項が専利複審委員会（注、審判会を指す）による無効宣告を受けた場合、専利権侵害紛争の裁判を扱う人民法院（注、裁判所を指す）は、権利人の同無効請求項に基づく提訴を却下するよう裁定を行うことが可能であり、専利複審委員会による無効審判の審決が発効した行政裁判により取り消されたことを証拠をもって証明できる場合には、権利人は改めて提訴することが可能であるとされている。

また、パブコメ版では、次の点が明確にされている。「特許請求の範囲、明細書及び図面に記載された文法、文字、句読点、符号、図形などの誤記について、当業者が特許請求の範囲、明細書を閲読することによって明瞭に一義的な理解が得られる場合、人民法院は一義的な理解に基づき認定すべきである。請求項に記載された文字の意味は明瞭であるが、それと明細書において対応する記載が根本的に矛盾する場合、人民法院は請求項の記載に基づき専利権の保護範囲を確定すべきである。請求項の意味が不明であり、法定の解釈方法を利用しても限定された保護請求範囲を確定しがたい場合、人民法院は提訴を却下するよう裁定することが可能である」

さらに、次の内容も定められた。「請求項の解釈は、専利の発明の目的に適合していなければならない。侵害を訴えられた技術案が、専利の克服しようとする従来技術における欠陥を有する場合、人民法院は、それは専利権の保護範囲に入らないと認定すべきである」

(注：同司法解釈(二)の全文は、次回のニュースレターにてご案内させていただきます。)

2. 2014年11月上旬、北京知的財産法院が裁判業務を開始

2014年10月30日の北京市高級人民法院の発表によると、11月上旬に北京知的財産法院が北京市海淀区で正式に業務を開始する予定とのことである。資格審査に合格した18名の裁判官は、北京市高級人民法院から1名、北京市第一中級人民法院から10名、北京市第二中級人民法院から2名、北京市第三中級人民法院から3名、石景山法院(注：北京市の行政区の一つ)から2名という構成となっている。

北京知的財産法院の管轄地域は北京地区に限られており、対応する上訴法院は北京市高級人民法院となる。

また、裁判官を技術的にサポートするため、北京知的財産法院には「技術調査員」が設けられる予定であり、技術調査員制度について、最高人民法院が関連司法解釈を起案しているところである。

以上

2014年11月5日(原稿受領)

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：malirong@cn.kwm.com